(別表2) 構造設備の各部についての仕様の基準(共通事項)

構造基準	仕様の基準に関する留意事項
基本的事項	・スプリンクラーを設置するとともに、「福祉のまちづくり条例」施行規 則別表3(第6条関係)第1「公益的施設及び共同住宅等の施設に関す る整備基準」に合致するほか、以下の点に注意すること。
段 差	・移動に支障のないよう、極力段差のない構造とすること。
階段	 ・段差に配慮し、緩やかな勾配とすること。 ・両側に手すりを設置すること。 ・ノンスリップを付けること。 ・足元が暗くならないよう、照明に配慮すること。 ・共用階段は、建物本体と構造の異なる自立型階段としないこと。
手 す り	・廊下、階段、浴室、便所、エレベーター等に位置、形状、取り付け方 法、材質を配慮し、設置すること。
出入口	・各々の用途に応じ、寸法、材質、開閉方法等を考慮した戸又は扉とすること。 ・鍵や把手の形状、取り付け高さ、周辺の床面の段差除去等使いやすさに配慮すること。 ・一般居室の扉等については、プライバシーに十分配慮すること。
窓	・一般居室の窓については、自然の採光、換気等に配慮した形状、大きさ、位置とすること。 ・開閉、施錠操作がしやすいものとし、防犯及び事故防止に配慮すること。
スイッチ及び コンセント	・高さ、配置など使いやすさ及び安全性に配慮すること。
照 明	・高齢者の生活の特性に応じた照明方法、照度等とすること。
冷暖房	・室内外の温度差に配慮し、一定の室温を維持すること。 ・一般居室については、各室毎の温度調節が可能であるか、又は冷暖房 設備の設置が可能であること。

(別表2) 構造設備の各部についての仕様の基準(共通事項)

構造設備	仕様の基準に関する留意事項
換 気	・居室、浴室、便所、食堂、介護居室等に換気設備を設置すること。 ・臭気がこもらないようにすること。
遊音	・一般居室の静穏がたもたれるよう、遮音に配慮すること。
遮光	・窓にカーテンレールを設置するなど、遮光に配慮すること。
水 栓	・位置、形状等使いやすさに配慮すること。 ・温水の温度が安全かつ容易に調整できる設備とすること。
廊 下	・手すりを設置すること。 ・隅切りをするなど、移動しやすさ、安全性に配慮すること。 ・介護居室のある区域の廊下の幅は、有効幅で 1.8m以上、中廊下は 2.7m以上とすること。ただし、介護居室をすべて個室とし、別表3の 共有スペースを設け少人数単位での介護(いわゆるユニットケア)を 実施する場合には、有効幅で1.5m以上、中廊下は1.8m以上(ただし、 車いすがすれ違えるスペースを確保すること)とすることができる。 ・それ以外の入居者が利用する区域の廊下の幅は有効幅で1.4m以上、 中廊下は1.8m以上とする。
床	・すべりにくい素材を使用すること。 ・居室(浴室、便所等)、浴場、便所、一時介護室、エレベーター等に 位置、使いやすさ等に配慮し、設置すること。
通報装置	・ナースコール等通報装置を設置すること。
エレベーター	・十分な広さを有すること。・操作ボタン等の位置、使いやすさ等に配慮すること。
浴 室	・浴室循環ろ過装置を設置している場合には、「24時間風呂協議会」が定める自主規格(レジオネラ属菌水質基準、電気技術基準)に適合すること。